

令和7年5月12日

品川区議会議長

渡辺 ゆういち 様

総務委員会

委員長 ことば 新

総務委員会における所管事務調査の取組状況について（報告）

総務委員会では、所管事項の議案審査・報告事項の聴取のほかに、所管事務調査として、「SDGs推進について」および「都市ブランディングについて」を調査・研究事項と決定し取組みを進め、委員会活動の活性化を図ってまいりました。

これまでの所管事務調査の概要について、下記のとおりご報告いたします。

1. SDGs推進について

品川区のこれまでの取組みについて、区からの説明を受け、調査・研究を行った。

【区からの説明の概要】

本年度5月にSDGs未来都市および自治体SDGsモデル事業に選定された後、6月から9月にかけて、提案内容を3か年の「SDGs未来都市計画」として再編成した。7月31日にはエコルとごしにおいて、内閣府自治体SDGs推進評価・調査検討会の委員による現地訪問があり、計画の策定状況の報告と意見交換を行い、その際の意見なども踏まえ、SDGs未来都市計画を策定し、区のホームページで公表している。1月以降に計画事業の進捗状況を確認し、年度末に内閣府に報告する予定であり、令和8年度まで、内閣府から進捗状況に関するヒアリングや助言等を受けながら、計画を推進していく。

次の取組みとして、企業、地域で活動する団体や大学等の多様なステークホルダー間の交流や情報共有を通じ、SDGsの達成に向けた取組みの推進や、地域・行政課題の解決を目的に、「しながわSDGs共創推進プラットフォーム」を設置した。キックオフとなる9月6日の交流会では、50以上の企業や団体から100人以上が参加し、地域交通政策課、環境課、子ども育成課が、区の抱える課題について、プレゼンテーションを行った。

次に、職員向けの取組みとして、官民共創の必要性を理解し、官民共創で課題解決を図るきっかけをつくるため、全職員を対象にオンラインセミナーまた、階層別に対象を絞り、

行政だけでは解決できない課題の抽出や発信の仕方を体験するワークショップを実施した。

次の取組みとして、官民共創の基盤となる「しながわシティラボ」専用ホームページを9月1日に立ち上げた。しながわシティラボは、区と企業・団体等をつなげ、社会課題の解決を目指す官民共創のオープンイノベーションの仕組みである。課題解決の形式は、区が抱える社会課題を提示し、企業・団体等から解決に資する技術、ノウハウ、アイデア等を募集する「課題解決型」、区が企業・大学等へ新サービスの実証実験の場を提供し、新たなソリューションを創出する「実証実験提案型」がある。課題解決型では、9月6日の交流会で発信した3課の課題を掲載し、複数の企業・団体等から問合せや提案を受けている。実証実験提案型では、「こどもが無邪気でいられる社会を創る」ことをミッションに掲げ、オンラインの事前発注に基づき、家庭料理のテイクアウトサービスを提供するスタートアップ企業の「株式会社マチルダ」を第1号として認定した。

認定の経緯は、9月に株式会社マチルダから「しながわシティラボ」へ応募があった。同社のサービスを利用することで、夕飯の献立、調理、片づけという家事負担が軽減され、子育て世帯が親子で過ごす時間が増えるとともに、子どもや家族の食の選択肢が増え、子育て世帯の食に関する課題解決につながるという提案であり、区としては、9月に開催した「こども会議」において、「家族と過ごす時間がもっとあるとよい」というような意見があったことなどを踏まえるとともに、「しながわシティラボ」の事業実施の観点などから総合的に判断し、認定した。11月4日から1月31日まで実証実験を行う予定で、区は、大崎駅前の「夢さん橋デッキ」の提供を行う。

その他の事業について、品川区こども会議は、SDGs未来都市の提案書において、子どもの柔軟な発想をまちづくりに取り入れる取組みとして提案した。今年度、子ども育成課・戦略広報課と協力し、タウンミーティング形式で2回行い、小学生や中高生から区の課題や、住み続けたい魅力的な品川区にするための意見やアイデアをいただいた後、所管と連携して、令和7年度の予算編成において、新たな施策につなげられるよう検討している。

次に、SDGs宣言制度は、SDGs達成に資する企業・団体等の取組みを発掘し、周知することで、SDGsの取組を促進させることを目的に6月より開始した。現在15件の宣言を「しながわシティラボ」専用ホームページに掲載している。

ステッカーデザインについては、小学生から応募があった36作品から1つを選定した。完成し次第、SDGs宣言をした企業・団体等に発送予定である。SDGs宣言制度のさらなる周知を図り、区内のSDGsの推進を加速させたい。

【各委員からの主な意見】

○区の課題の解決に資する実証実験については、積極的に行っていただきたい。

○SDGsの17の目標の中で区を中心とする目標を決め、その達成に向けて、各部署で連携して事業を展開させていただきたい。

○実証実験について、継続や内容の見直しを判断する際には、実証実験を区で行うことの意義をよく考えた上で判断いただきたい。

2. 都市ブランディングについて

品川区のこれまでの取組みについて、区からの説明を受け、調査・研究を行った。

【区からの説明の概要】

品川区を含めて、多くの自治体が展開してきたプロモーション施策は、利便性など客観的な機能のPR等が多く、自治体による一方的な面が強いことや、類似の機能を持っている他自治体との差異がなかなか見だしにくいなどの課題があった。

品川区が今後も選ばれ続ける地域であるためには、品川区だけでなく、品川区に関わっている方々を巻き込み、品川区の魅力を未来に向けて再構築して、品川区だから良いという価値観を醸成していくことが必要であり、そのために都市ブランディングを進めていく。

品川区が考える都市ブランディング戦略は、区が持っている価値を打ち出し、それに共感した人々を巻き込むことで、品川区ブランドを浸透させ、区全体のイメージを高めていくこと。また、ブランドイメージを意識した上で、政策的な取組みや施策を各部署で実施し、ブランディング活動を行うことで、区のブランドイメージを高めていくこと。また、個別の領域の価値を個々に高めるのではなく、全てに共通する基盤の価値を品川区ブランドとして底上げしていくことを考えている。

都市ブランディングの推進に向けて、昨年度の区民調査における、都市ブランディングで目指す未来の品川としてあがってきた、「赤ちゃんから高齢者まで、幸せとを感じる優しい街」、「障害を持っている人が活躍できるような街」、「様々なバックグラウンドを持つ人が豊かに暮らせる寛容な街」、「多様性が認められて、自由に生きることができる街」などの声をまとめて、「あらゆる人が自分らしく生きがいを感じ、それぞれの個性が尊重される寛容で多様な街」を区民が描く未来の品川と設定した。区民が描く未来の品川の実現に向けて、ブランディングの最前線で活用するものとして、ブランドメッセージとロゴを制作している。

ブランドメッセージやロゴは、各施策の中、また、区民に活用いただくことで、品川区が目指す価値を広く伝えていき、それに共感した方々とさらに交流を生んでいくことで、未来の品川が目指す姿である、「品川と関わる人たちに意欲と共感を生み出し、未来に向け

た活動を活発化させる」ことを実現させ、品川区のブランド価値を高めていくことを目指している。

今後は、本年度3月下旬に都市ブランドデザインを発表した後、広報しながら、ホームページ、SNSでの情報発信、区の事業・施策への活用、ノベルティグッズの作成などで、都市ブランドの浸透を目指していく。

【各委員からの主な意見】

- 都市ブランディングを推進させるため、総合実施計画に実施計画事業として記載し、計画的に進めるよう検討いただきたい。
- 都市ブランドデザインの発表の際には、品川区が目指す未来の姿について、区民や品川区に関わっている方々に伝わるよう、伝え方を工夫していただきたい。
- 区民や品川区に関わっている方々の理解や共感が得られるような品川区ブランドを構築していただきたい。

(参考) 所管事務調査 実施状況

実 施 日	調 査 内 容
令和6年7月2日	所管事務調査項目決定
行政視察 令和6年10月30日～ 令和6年11月1日	所管事務調査項目に関連し、下記項目を調査・研究 ・富山市役所:SDGs推進の取組みについて ・長野市役所:都市ブランディングについて
令和6年11月26日	「SDGs推進について」調査・研究
令和7年1月20日	「都市ブランディングについて」調査・研究

令和7年5月12日

品川区議会議長

渡辺 ゆういち 様

区民委員会

委員長 高 橋 伸 明

区民委員会における所管事務調査の取組状況について（報告）

区民委員会では、所管事項の議案審査・報告事項の聴取のほかに、所管事務調査として、「創業・スタートアップ支援について」および「デフリンピックの啓発について」を調査・研究事項と決定し取組を進め、委員会活動の活性化を図ってまいりました。

これまでの所管事務調査の概要について、下記のとおりご報告いたします。

1. 創業・スタートアップ支援について

創業・スタートアップ支援に関する品川区の取組について、調査・研究を行った。

【調査項目の概要】

(1)創業支援施設の運営について

品川区では、産業支援交流施設、4つの創業支援施設および産業文化施設の計6つの産業関連施設を管理・運営しており、各施設間の連携も図りながら、セミナーや交流会、専門家相談、助成金の活用支援などを進めている。

各施設の特色として、品川産業支援交流施設（SHIP）は、イベントホールや貸しオフィス、3Dプリンターを配置した工房があることが特徴である。西大井創業支援センターは、貸しオフィスの運営のほか、学生を含む起業セミナーや交流イベントを実施している。武蔵小山創業支援センターは、女性の起業の後押しをコンセプトに、貸店舗スペースを提供するチャレンジショップの運営や、女性を対象としたビジネスコンテストを行っているほか、施設内のコワーキングスペースで会員が活動している。広町工場アパートおよび天王洲創業支援センターは、それぞれ、貸しオフィス等を提供している。五反田産業文化施設は、今年度オープンし、大型のイベントホールとギャラリーを運営している。イベントホールは会議や催事のほかコンサート等にも利用でき、ギャラリーは地元区民の集い

の場としても利用でき、品川産業支援交流施設のイベントホールとの相互連携を図りながら運営している。

(2)スタートアップ・エコシステムの構築について

スタートアップは、一般的に革新的な技術やサービスをベースに、創業から短期間で成長していくことを考えている企業やビジネスを指しており、所得や雇用等の経済効果に加え、新たな社会課題を解決する主体としても期待が高まっている。

品川区では、これまでも五反田バレーとの連携や、大手企業、金融機関などとのマッチングなど、スタートアップ支援に取り組んできたが、支援体制をさらに強化する中で、中小企業や大手企業、町会、商店街など、地域の多様な参画主体を巻き込んだエコシステムの構築を目指している。

このスタートアップ・エコシステムを通じて、起業家たちが、専門家や先輩起業家から助言・指導等を受けて事業成長を図り、その後に後輩起業家を支援する循環が続いていくこと等もねらいとしている。また、この取組みは、スタートアップだけでなく、区内の大企業、中小企業、金融機関や大学などを含め、地域産業の更なる発展につなげていくことが必要である。また、区では、このスタートアップ・エコシステム構築を進めるに当たり、「ものづくり」、「商業・サービス」、「教育・子育て」の3分野を重点テーマに位置づけ、それぞれスタートアップと連携しながら、区の独自性や特長を意識した取組みを推進していくこととしている。

本事業の進捗については、まず、7月にSHIPで、五反田バレーの会員や創業支援施設の入居者等を対象に、プレイベント(周知イベント)を開催するとともに、8月には五反田産業文化施設でキックオフイベントを実施、9月には、スタートアップ約20社と大手企業7社との個別相談会を行った。さらに、10月には「ものづくり」をテーマにした大手企業とスタートアップのマッチングや、福岡市との連携イベント、11月には五反田地域の大企業、中小企業、大学、スタートアップ等を招いた交流会、1月には仙台市との連携イベント、2月には「商業・サービス」をテーマにした大手企業とスタートアップとのマッチングや、東京都との連携イベントなど、幅広い関係者の協力を得て、連携を拡大している。

また、本事業の情報発信のため、品川のSとスタートアップのSを掛け合わせたロゴを作り、ステッカーを配布したほか、ロゴがプリントされたTシャツをスタッフがイベント中に身に着けることで参加者への周知・浸透を図りつつ、ブランドの構築に取り組んでいる。さらに、専用ホームページも作成して、これまでの取組み状況や今後のイベント予定などを積極的に発信している。

(3)スタートアップ支援について

スタートアップ支援の取組みについて、主なものを5つ紹介する。

まず1点目は、五反田バレーアクセラレーションプログラムで、五反田バレー企業や金融機関・事業会社等の協力を得ながら、創業間もない企業や起業予定者を対象に、成長加速のための専門講座を実施している。この事業は令和2年度から実施しており、今年度は、20者が新たに受講した。

2点目のスタートアップアドバイザー（アドバイザーリーボード）事業は、スタートアップが抱える課題に対して、領域に応じた専門家をマッチングし、個別相談により課題解決を後押しするもので、五反田バレーで成功している先輩起業家や大手企業がアドバイザーとして名を連ねており、令和6年度は約70件の相談があった。

3点目のウーマンズビジネスグランプリは、武蔵小山創業支援センターが実施しており、女性ならではの課題解決の視点が盛り込まれたビジネスプランコンテストで、令和6年度は全国から90件の応募があり、書類審査と面接審査を通過した8名のファイナリストが登壇してプレゼンを行っている。

4点目のウーマンスケールアッププログラムは、事業成長に伴う会社の組織化や更なる事業拡大を目指す女性起業家への連続講座で、令和5年度から実施しており、令和6年度は14名が受講した。

5点目のアントレプレナーシップ教育プログラムは、令和6年度の新規事業で、小学4年生から中学3年生を対象に、今後の起業マインドを学ぶための啓発講座を、西大井創業支援センターで開催した。この講座は子どもの夏休み期間に合わせ、7月・8月の土曜日・日曜日を利用し、全3回の講座を実施した。対象人数は30名であったが、応募総数が70名を超えるほどであった。

区では、これらのスタートアップ支援を通じて、女性や若者なども含む多様な方たちのチャレンジを積極的に応援していく自治体として、今後も幅広い支援施策を推進していく。

【各委員からの主な意見】

- 開業時の支援として、空店舗の活用を含めた家賃支援の区独自の取組を実施されたい。
- SNS等の情報発信ツールも活用しながら、区内向け、区外向けともに事業の周知・啓発を強く進めるとともに、起業を目指す方にわかりやすい周知に努められたい。
- 教育委員会との連携や産学官連携を行い、小・中学生への教育に力を入れるとともに、アントレプレナーシップ教育プログラムのより一層の拡充を図られたい。
- スタートアップ企業と地域をつなげる取組を実施するとともに、交流会やセミナーだけではなく、実を取ることができる事業を実施されたい。

2. デフリンピックの啓発について

デフリンピックの啓発に係る品川区の取組について、調査・研究を行った。

【調査項目の概要】

東京2025デフリンピックの開催に伴い、デフリンピックの認知度向上と聴覚障害の理解促進を図り、共生社会の実現に寄与することを目標に、スポーツや文化を通したきっかけづくりとして、文化・スポーツイベント等において、障害の有無に関わらず一緒に参加して混ざり合っている状態を目指し、啓発を行っている。

デフリンピックの認知度は、令和3年の調査では、全国で16.3%と低く、これを受けて、区では、令和4年度の啓発パネルの作成および展示から啓発事業を開始している。イベント等での啓発を開始した、令和5年度には、「デフスポーツ日本代表強化合宿交流」と「デフスポーツ&アートフェア」の2つの事業を実施した。

1点目の、「デフスポーツ日本代表強化合宿交流」では、デフサッカー日本代表の強化合宿が天王洲のグラウンドで行われたことに伴い、エキシビジョンマッチの実施や日本代表選手との交流等を行った。7月の暑い時期であったが、約600名の観客が集まり、障害の有無に関わらず、一緒になって日本代表を応援している姿が見られた。

2点目の、「デフスポーツ&アートフェア」は、アイルシながわで実施し、延べ約1,600名が来場された。デフスポーツ体験コーナーでは、デフバスケやデフサッカーの日本代表選手に来ていただき、多くの子どもたちに体験いただいたほか、品川区では初となるオンテナの体験コーナーでは、音に合わせた振動と光の体験を一緒に楽しむ様子を見ることができた。このほか、手話をモチーフにした壁面アートのワークショップでは、子どもから大人まで様々な方に参加いただいた。

こうした取組みを通じ、イベント来場者は関係者が多く、認知度向上には、スポーツ等の興味が薄い人への認知度向上が必要であること、また、デフスポーツは、通常のスポーツとの違いが一見では分かりづらいことが課題点となったため、令和6年度は、他のイベントと併催することで、スポーツ等に興味が薄い人も参加しやすい環境に変更した。10月に実施した、デフサッカー日本代表のエキシビジョンマッチは、水辺の観光フェスタと同日に開催し、約1,000名が来場された。また、11月に実施した「デフスポーツ&アートフェア」は、文化イベントあつまれ！えばらと同時開催し、アリーナには600名ほど、ひらつかホールには160名ほどが来場された。このほか、他部署との連携も強化し、文化観光戦略課との連携では、ろう者による写真展、ろう者が参加したしぼり染めワークショップや餃子販売を実施するとともに、障害者支援課との連携では、手話体験コーナーなどのデフリンピック啓発ブースを品川区聴覚障害者協会とともに出展いただいた。

もう1つの課題であるデフスポーツの違いの可視化については、その場の音を擬音として画面に表示し、聞こえない人にも試合の臨場感を味わってもらうことができる、ミルオトの体験コーナーを実施した。このミルオトは、東京デフリンピックでの導入を目指しており、今回の体験コーナーにおいても多くの方に興味を持っていただいた。

このほか、令和6年度の補正予算を活用し、事業を行った。まず、「区公式デフリンピックサポーターの任命・活用」では、区が任命したサポーターにイベントでの啓発や、SNSでの発信を行っていただいている。特に明晴学園には、イベント告知動画を作成いただき、デフサッカー日本代表との交流戦や、デフスポーツ&アートフェアの告知を行った。また、「デフリンピック啓発ブース展開」では、区民まつり等での出展を行ったほか、「工事仮囲いに手話アート設置」では、文化観光戦略課と連携し、工事現場の仮囲いに手話をモチーフとした作品を展示し、街中でも啓発を行った。

今後の展望としては、デフリンピック本番に向け、外部団体や他部署との連携をより強化し、さらなる普及啓発を行い、聴覚障害の理解促進に努めていきたいと考えている。また、デフリンピック大会終了後も、パラスポーツの啓発活動と併せて事業展開し、障害の有無に関わらず、誰もが一緒に参加できる機会を創出し、インクルーシブな社会の実現に向け、文化とスポーツの両面から寄与していきたいと考えている。

【各委員からの主な意見】

- 広報しながわでの特集記事掲載や東京2020オリンピック・パラリンピック時に実施していた庁舎壁面アートを実施し、更なる普及啓発に取り組まれない。
- 他部署との連携については、障害者支援課だけでなく、補聴器購入費助成を行っている高齢者地域支援課や子どもへの教育の観点から、教育委員会等との連携をはじめ、幅広い連携に努められたい。
- 「デフリンピック×○○」といった、様々なテーマと関連付けを行い、多角的な視点からデフリンピックを認知してもらう取組みに努められたい。
- 既存の関係を生かした、他自治体との連携に努められたい。

(参考) 所管事務調査 実施状況

実 施 日	調 査 内 容
令和6年 7月 2日	所管事務調査項目決定
令和6年 9月24日	「創業・スタートアップ支援について」調査・研究
行政視察 令和6年10月29日 ～ 令和6年10月31日	所管事務調査項目に関連し、下記項目を調査・研究 ・奈良県庁 「Leap なら」奈良県女性の起業支援プロジェクトについて ・広島県庁 パラスポーツの普及啓発・推進について
令和6年11月25日	「デフリンピックの啓発について」調査・研究

令和7年5月12日

品川区議会議長

渡辺 ゆういち 様

厚生委員会

委員長 松 永 よしひろ

厚生委員会における所管事務調査の取組み状況について（報告）

厚生委員会では、所管事項の議案審査・報告事項の聴取のほかに、所管事務調査として、「福祉人材確保・育成について」、「就労支援について」および「災害医療について」を調査・研究事項と決定し取組を進め、委員会活動の活性化を図ってまいりました。

これまでの所管事務調査の概要について、下記のとおりご報告いたします。

【調査項目1:福祉人材確保・育成について】**①事業の背景（課題）と目的**

高齢者人口がピークを迎える2040年度に、都内では約25万8000人の介護職員が必要とされ、2022年度の18万1,000人と比べ7万7,000人の増員が必要と推計される一方、就労人口、生産年齢人口は減少していく。

既に区内介護サービス事業所は恒常的な人材不足に陥っている。そこで、今後の介護ニーズの増加に対応できるよう、区内の介護サービス事業所における介護人材の確保・定着を支援し、区内のサービス提供基盤を強固なものとすることを目的としている。

②品川区の現状について

・品川区の高齢者人口の推移と推計について

2018年度の約8万2000人から徐々に増加をし、2040年度には、1.2倍余の約10万5000人となることが想定されている。

・区内5法人および全国平均における介護職員の離職率の推移について

全国平均の離職率は、2019年度の16.0%から減少傾向が続き、2023年度は13.60%となっている。一方、区内5法人の離職率は、2019年度の8.74%から2022年度の13.71%にまで増加傾向にあったが、2023年度は9.17%と減少した。なお、区内5法人の離職率は、いずれの年度も全国平均を下回っている。

③区における具体的な取り組みについて

区では、第九期品川区介護保険事業計画の中で、介護・福祉職員の確保・育成と介護現場の生産性向上をプロジェクトの1つとして掲げている。

【具体的取組】

- 採用時支援：地方からの人材確保に係る経費の補助、人材紹介等を利用して職員を雇用した経費の補助

- 離職防止：区独自の居住支援手当、介護施設等を希望する有償ボランティアと人手を求める施設とのマッチング事業、特別養護老人ホーム等へのICT機器の設置経費の補助
- 住まいの支援：介護職員向けの低廉な家賃住宅の提供や家賃助成
- 多様な人材の登用：区内事業所に従事する外国人介護職員への低廉な家賃住宅の提供や家賃助成、実務者研修等の研修費補助、品川介護福祉専門学校の生徒への修学資金貸付制度の活用など

〈委員の主な意見〉

- ・外国人材については、言語の壁や資格取得に向けた学習支援など課題が多いため、区として支援策の検討を今後進めていただきたい。
- ・区が主体となり、事業者と求人者を直接マッチングさせるような取り組みを検討していただきたい。

【調査項目2:就労支援について】

①区の支援策の方向性について

働く意欲がある障害者が個性と能力を十分に発揮できるよう、多様な就労機会の確保や就労支援の充実を図るとともに、就労継続できるよう支援する。また、福祉的就労希望者の就労先確保のため、就労継続支援事業所を整備する等、福祉的就労の充実を図る。

②品川区障害者就労支援センター「げんき品川」等の取り組みについて

げんき品川は、一般就労の機会の拡大と就労継続のため、5人のコーディネーターを配置し、利用登録、就職準備、就職、職場定着と、それぞれの段階で就労面と生活面の支援を一体的に提供している。また、それぞれの支援に加え、企業の新規開拓、助言、相談も行っている。

登録者数は年々増加しており、本年9月末時点の数字は413人、令和3年度と比較し、100人以上増加している。

福祉ショップ「テルベ」では、イトーヨーカドーの協力により自主製品を販売する福祉ショップを運営委託している。また、障害者優先調達法に基づき、施設等から事務用品等の物品やクリーニング等の役務を調達している。

③新たな取り組みについて

- 超短時間雇用促進事業：長時間の就労が難しい障害者等へ、東京大学先端技術研究センターの超短時間雇用のスキームに基づき、事業を進めている。また、「超短時間雇用促進窓口みつけ」という愛称をつけ、コーディネーターを配置した。

- 自主製品販売促進：地域自立支援協議会就労支援部会による販売イベントを「輪の品マルシェ」と名づけ、区内の就労系施設が連携し、横のつながりを強化し、販売促進に取り組んでいる。

○重度障害者等就労支援特別事業： 重度障害者等に通勤や職場での移動・身体介護等の支援を行い、就労継続・雇用促進を図る。

〈委員の主な意見〉

- ・雇用までのマッチングについては、就労希望者がスムーズに就職できるよう、就労体制をさらに充実していただきたい。
- ・超短時間雇用促進事業においては、今後さらに仕事内容の幅が広がるような取り組みとなるよう事業を進めていただきたい。

【調査項目3:災害医療について】

①災害時の体制について

発災時、健康推進部は保健衛生部として医療救護活動を行う。庁舎内に医療救護本部を設置し、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、区内の病院等と連携を取りながら、緊急医療救護所や学校医療救護所を開設する。

発生直後からおおむね72時間までの間、区内7か所の病院の門前などに緊急医療救護所を設置し、トリアージや軽症者の治療等を行う。72時間以降からおおむね1週間までは、学校医療救護所を設置する。

品川区と大田区は区南部二次保健医療圏に属しているため、東邦大学医療センター大森病院と連携を特に行うところである。

②緊急医療救護所および学校医療救護所について

緊急医療救護所、期間は発災から72時間、いわゆる超急性期と言われているところである。目的としては、重症度に応じた適切かつ迅速な医療の提供をするために、多数の傷病者に対するトリアージおよび軽症者の治療を実施し、中等症者、重症者に対する病院の診療機能を確保する。場所として、災害拠点病院など7か所の、主に病院敷地内、近接地等に設置する。開設時間は24時間とする。医療救護では、実際携わっていただく医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会にお集まりいただくような形態である。

学校医療救護所、期間は72時間後から1週間、一定程度収まって病院の機能も回復しているというような時を想定しているものである。目的としては、地域住民に対する医療機能の提供と、地域医療が完全に回復するまでの医療機能の確保である。加えて、避難生活の長期化による被災者の健康管理などを行う役目を持っている。場所として、区内13か所の学校避難所の保健室等となっており、いわゆる地域センターと同じ管轄にそれぞれに1つあるという形である。開設時間は9時から19時である。医療救護では緊急医療救護所と同様に4師会の方にご参加をいただく形となっている。

〈委員の主な意見〉

- ・災害時における夜間帯の看護師不足などに伴い、緊急医療救護所の状況などによる設置時間の変更の対応など今後検討をしていただきたい。
- ・災害時の診療先が区民にわかるよう、ポスターの掲示など周知内容を検討していただきたい。

(参考) 所管事務調査 実施状況

実 施 日	調 査 内 容
令和 6 年 7 月 2 日	所管事務調査項目決定
令和 6 年 11 月 6 日	「福祉人材確保・育成について」 調査・研究
令和 6 年 11 月 26 日	「就労支援について」 調査・研究
令和 7 年 1 月 20 日	「災害医療について」 調査・研究

令和7年5月12日

品川区議会議長

渡辺 ゆういち 様

建設委員会

委員長 塚本 よしひろ

建設委員会における所管事務調査の取組み状況について（報告）

建設委員会では、所管事項の議案審査・報告事項の聴取のほかに、所管事務調査として、「住宅に関することについて」、「地域交通政策に関することについて」および「しながわ水族館のリニューアルについて」を調査・研究事項と決定し取組みを進め、委員会活動の活性化を図ってまいりました。

これまでの所管事務調査の概要について、下記のとおりご報告いたします。

1. 住宅に関することについて

居住支援事業について調査・研究を行った。

理事者から、区内におけるセーフティネット住宅の登録状況、居住支援法人の指定状況、入居促進事業等の現状の取組みについて説明を受け、その後、委員より活発な質疑等が行われた。

委員の主な意見として、「住宅部門と福祉部門が連携して具体的な支援を進めていただきたい」、「居住サポート住宅が円滑に運用を開始できるよう国の動向を注視し、しっかりと準備を進めていただきたい」などがあった。

2. 地域交通政策に関することについて

地域交通政策および電動モビリティの交通事故防止対策について、調査・研究を行った。

理事者から、地域交通政策として、区の交通の考え方と現状、コミュニティバスやAI オンデマンド交通、グリーンスローモビリティ等の地域交通サービスについて、電動モビリティの交通事故防止対策として、電動モビリティの概要、現在の概要および交通事故防止に向けた取組について説明を受け、その後、委員より活発な質疑等が行われた。

委員の主な意見として「福祉的な視点を含めて地域交通の充実を図っていただきたい」、「電動モビリティの事業者等と連携して、交通安全対策を図っていただきたい」などがあった。

3. しながわ水族館のリニューアルについて

しながわ水族館のリニューアルに向けた取組等について、調査・研究を行った。

理事者から、しながわ水族館のリニューアルの方向性が示され、品川区の歴史と文化を発信する都市型観光拠点としてしながわ区民公園との一体的な魅力向上を図ること、イルカの展示およびイルカショーの実施を終了すること、主な展示理念や建設・設計等のスケジュールなどについて説明を受け、その後、委員より活発な質疑等が行われた。

委員の主な意見として「アクセスしづらいという課題を解決していただきたい。」「アクアポニックスなどの環境学習に引き続き取り組んでいただきたい。」「『品川』らしさを表現した展示を通じて、品川区の歴史と文化を発信していただきたい。」などがあった。

(参考) 所管事務調査 実施状況

実 施 日	調 査 内 容
令和6年 7月 2日	所管事務調査項目決定
令和6年11月 6日	「しながわ水族館のリニューアルについて」 調査・研究
令和6年11月26日	「地域交通政策に関することについて」 調査・研究
令和7年 1月20日	「住宅に関することについて」 調査・研究

令和7年5月12日

品川区議会議長

渡辺 ゆういち 様

文教委員会

委員長 こんの 孝 子

文教委員会における所管事務調査の取組状況について（報告）

文教委員会では所管事項の議案審査・報告事項の聴取のほか、所管事務調査として「区立児童相談所について」、「困難を抱える子育て世帯への支援について」および「児童・生徒の学校生活のサポート体制について」を調査・研究事項と決定し、取組み、委員会活動の活性化を図ってまいりました。これまでの所管事務調査の概要について、下記のとおりご報告いたします。

記

1. 区立児童相談所について

令和6年10月1日に開設予定の区立児童相談所の設置目的、人員体制、事業進捗の状況等について、調査・研究を行った。

【調査事項の概要】

(1) 区立児童相談所の設置目的について

児童福祉法改正により、児童は適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することが児童福祉法の理念として明確化された。区はこの理念に則り、子ども・家庭支援のあらゆる場面において、子どもの権利が保障され、子どもの最善の利益を実現することを目的に品川区児童相談所を設置する。

(2) 人員体制について

令和6年8月時点で、相談部門に児童福祉司、児童心理司、警察OBなど74名、一時保護部門に児童指導員、保育士、看護師、心理療法担当職員など70名、合計で144名の配置を想定している。

(3) 事業進捗等の概要について

（東京都からのケース引継ぎについて）

令和6年8月までに児童福祉司21名、児童心理司14名を東京都品川児童相談所に派遣し、段階的な相談対応を実施した。7月以降は、区職員が主体のケース対応を開始している。

児童相談所の開設ひと月前には、委託により児童台帳の運搬や記録データの入力作業とともに、保護者宛て措置等の実施機関変更通知等を行う予定である。

（東京都からの一時保護受託について）

区児童相談所の開設までの期間、東京都品川児童相談所の一時保護児童を区において受託する。

（児童相談所運営体制の整備について）

相談受付業務を補助するAI電話応対支援システムの導入、子ども家庭支援センターと情報共有可能な児童相談システム開発などを行う。

また、広報しながらふれあい掲示板等、様々な媒体を活用し、品川区児童相談所について周知するとともに、関係機関宛てに開設の周知に関するリーフレットを作成・送付する。

(4) 一時保護所や子ども家庭支援センターとの連携・役割分担について

児童相談所では、主に一時保護などの法的対応を担い、子ども家庭支援センターでは、主に虐待予防、寄り添い支援を担う。

児童虐待の通告窓口は児童相談所に一元化するが、子ども家庭支援センターに通告があった場合は、これまでどおり受付するものとする。児童虐待相談・通告について、もう一方の機関での対応が必要と判断した場合には、両機関で合同の緊急受理会議を開く仕組みとし、適切な機関で対応できるように、共通のリスクアセスメントシートを用いて対応方針の協議を行っていく。

【委員の主な意見】

- ・ 一時保護施設の空調設備等について、子どもたちにとってより良い環境となるよう整備を行っていただきたい。
- ・ 子どもの立場に寄り添った対応が可能な組織づくりを進めていただきたい。
- ・ 一時保護施設への入所に限らず、短期預かり里親など子どもに寄り添った対応を行っていただきたい。

2. 困難を抱える子育て世帯への支援について

ヤングケアラー支援の現状と課題、子ども食堂やガバメントクラウドファンディングを活用した子どもの食の支援、子ども若者応援フリースペースにおける子ども・家族への支援などについて、調査・研究を行った。

【調査事項の概要】

(1) ヤングケアラー支援の現状と課題について

(現状について)

区は、ヤングケアラーの実態を把握するため、令和5年9月に子どもの生活の実態調査（ヤングケアラー調査）を行った。区内在住の小学4年生から高校3年生を対象とし、学校や家庭での生活や家族の世話の状況などを調査したところ、小学生は8.0%、中学生は5.2%、高校生は5.0%の児童・生徒が家族の世話をしていると回答した。また、回答者のうち約3割は、「つらい」と感じていることが分かった。

(令和6年度の区の実施について)

区は、調査結果等を踏まえ、ヤングケアラーコーディネーターの配置やSNSを活用した相談窓口の開設、タブレット版ヤングケアラー相談ツールの導入などの相談体制の構築のほか、配食や学習の支援、通訳派遣などの直接的支援を行うとともに、区内の私立中学校、障害児者相談支援事業所等への研修会の実施、関係機関等でのリーフレットの配布、駅へのポスターの掲出等の普及啓発活動など、様々な取り組みを実施した。

以上の取り組みにより、ケア負担が軽減され、不登校等の状況が改善された児童・生徒も見られる。

(今後について)

ケア負担や責任が重くなる一方、進学や就労の時期にある若者期のケアラーに対する支援の強化および予防的な取り組みを行う必要がある。今後はオンデマンド学習のツールの導入、ヤングケアラーレスパイトと組み合わせた学習支援や体験格差を解消するための体験型学習の拡充を図る。

(2) 子ども食堂への支援について

区では、平成28年度より「子どもの未来応援プロジェクト」をスタートし、子ども若者計画における重点課題として、「子どもの食の支援事業」の充実を図ってきた。

平成27年に区内初の子ども食堂「クロモンこども食堂」が開設されて以降、次々と子ども食堂が開設され、令和5年度末時点で区内39か所の子ども食堂が運営されている。

平成29年には、地域における子どもの居場所づくりや子育て世帯への食の支援につなげるため、社会福祉協議会の協力のもと、子ども食堂の開設やフードバンク機能の構築を支援し、企業や個人のマッチングや団体間の情報共有・交流を推進することを目的として、しながわ子ども食堂ネットワークを設立した。これまでも、子ども食堂フォーラムの開催や子ども食堂運営費の補助など、地域や企業、子ども食堂の支援を行っている。

今後は、運営者や事業者とともに子どもの朝食支援などについて、協議していく。

(3) ガバメントクラウドファンディングを活用した子どもの食の支援

区では、子どもの食の支援を目的にガバメントクラウドファンディングを実施している。

これまでも目標額を達成していることから、令和6年度の目標額は前年度比200万円増の700万円としている。

令和5年度には、ガバメントクラウドファンディングによる寄付金を基に「しあわせ食卓事業」としてひとり親家庭等への食品配送を通じた自立支援などを実施した。引き続き、地域の理解を深めるとともに、継続的な食の支援、ひとり親家庭への自立支援等について、取り組んでいく。

(4) 子ども若者応援フリースペースにおける子ども・家族への支援について

区では、平成28年に不登校やひきこもりなどの様々な生きづらさを抱える子ども・若者の居場所づくり、自立支援のため、子ども若者応援フリースペースを開設した。

区内の子育て・子ども・若者支援を行うNPO団体が集まり、結成した団体へ委託し、自由に安心して過ごすことができる居場所づくりや複雑な悩みを抱える子ども・若者、家族への相談対応、自立に向けた若者社会体験プログラムや家族支援懇談会などを実施している。

主な対象者は、生きづらさを抱える子ども・若者とその家族で、年齢制限は設けていない。ファミリーユキ品川の4室を活用し、平日10時から19時に開室している。一日あたりの平均利用者数は15人から20人。利用者が年々増加傾向にあるため、引き続き利用者に応じた環境の整備、支援メニューの充実を図っていく。

【委員の主な意見】

- ・ ヤングケアラー支援について、LINEや学校で貸与している教育用タブレット端末からの相談など、様々な窓口を提供していただき、感謝している。
- ・ ヤングケアラーサポートLINEから届くアドバイスは具体的で、いつでも相談してよいのだという雰囲気がよく伝わってくる。
- ・ 夏休みの学習イベントをぜひ継続的に実施していただきたい。
- ・ 子ども・若者の自立に向けた支援を拡充していただきたい。
力になれることがあれば、ぜひ自分も協力したい。
- ・ 子ども政策連携というフレーズがある。部署などの垣根を越えて進めていっていただきたい

3. 児童・生徒の学校生活のサポート体制について

区における教員不足の現状と課題、働き方改革など、児童・生徒の学校生活をサポートする職員等の職場環境や体制等に関すること、および不登校支援や日本語指導など、児童・生徒への直接的な支援に関することについて、調査・研究を行った。

【調査事項の概要】

(1) 区における教員不足の現状と課題について

区立学校では、令和6年10月1日時点で、産休代替による欠員が10名、その他の欠員が10名、合計20名の欠員が生じている。欠員が発生した時点で、東京都教育委員会へ代替教員の申請を行っているものの、年度途中の欠員対応は難しい状況にある。

背景としては、メンタルヘルスが原因の休職者や育児休業取得者の増加が考えられる。子育て支援をはじめとした制度が充実した一方で、学校現場における教職員の業務負担が増えている。

(2) 学校業務の役割分担・適正化に向けた取組みについて

区教育委員会では、文部科学省が示す方針に基づき「学校以外で担うべき業務」、「学校の業務だが、必ずしも教員が担う必要のない業務」、「教員の業務だが、負担軽減が可能な業務」の3つのカテゴリーに分け、さらに細分化した14項目の業務を会計年度任用職員等で分担し、業務を遂行している。

(学校以外で担うべき業務の例)

登下校に関する対応、放課後から夜間の見回りなどの一部をエデュケーション・アシスタント、また、地域ボランティアとの連絡調整などを副校長補佐や学校地域コーディネーターが行っている。

(学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務の例)

児童・生徒の休み時間の対応をエデュケーション・アシスタント、調査・統計等の回答は副校長補佐、部活動については、学校部活動アシスタントコーディネーターなどが行っている。

(教師の業務だが、負担軽減が可能な業務の例)

学習評価、学校行事の準備・運営や支援を要する児童・生徒、家庭への対応などについては、副校長補佐、スクール・サポート・スタッフ、エデュケーション・アシスタントなどが複層的に対応している。

(3) 教員の働き方改革について

(人的支援について)

副校長補佐やスクール・サポート・スタッフの配置に加え、令和6年度からはエデュケーション・アシスタントの配置、部活動委託等の人的支援を行っている。

(指導体制の工夫について)

英語専科指導員や学校地域コーディネーターの配置などに加え、都の事業を活用し、小学校における教科担任制や特別支援学校との人事交流などによる指導体制の工夫を図っている。

(柔軟な働き方について)

テレワークや時差勤務など、教員の生活スタイルに寄り添った働き方の実現を目指している。

(働きやすい環境づくりについて)

ハラスメント等に関する相談窓口の充実とともに、夜間電話を導入し、教員の負担軽減を図る。

(今後について)

教員の補充、教員の業務負担や心的負担の軽減は急務であり、これまで以上に人的支援や指導体制の工夫等を推進していく必要がある。

以上の事業の効果検証を行い、引き続き働きやすい学校づくりを推進していく。

(4) 区における不登校児童・生徒の現状と課題について

区立学校における不登校児童・生徒数は年々増加しており、令和5年度の不登校児童数は381人（1,000人あたり21.5人）、生徒数は418人（同80.6人）であった。不登校児童・生徒は、不安・抑うつ、生活リズムの不調など様々な課題を抱えている。

こうした状況から、不登校児童・生徒への支援ニーズが高まっており、スクールソーシャルワーカーや心理職などの専門職の人材確保および児童・生徒への早期支援が課題である。また、不登校児童の低年齢化を踏まえ、マイスクールの利用対象学年の見直しや校内別室指導支援員等の適正な配置の検討が求められている。

(5) 不登校に関する相談体制および環境整備について

（学校支援チームHEARTSによる支援体制について）

教育総合支援センターでは、指導主事、学校管理職経験を持つ教育アドバイザー、いじめ問題を専門に取扱う弁護士、スクールソーシャルワーカー、警察OBなど多種多様な職種で構成された学校支援チームHEARTSによる相談・支援を行っている。

令和5年度には、スクールソーシャルワーカーと心理職がペアで学校訪問や家庭訪問を行い、相談・支援を実施することで登校や外部機関等につながった事例が49件あった。令和6年度の相談等件数は、12月末時点で102件である。

（教育相談室）

教育・心理の専門の相談員が電話、または来室による相談業務を行っている。

令和5年度の不登校に関する相談件数は24件である。

（教育支援センター「マイスクール」）

「マイスクール」は、主に心理的要因で不登校になっている児童、生徒が通う教室である。学校管理職経験のある教室長、副教室長をはじめ、指導員やカウンセラーが児童・生徒一人ひとりと関わりながら、学習・体験活動の場を提供し、社会的な自立ができるように、在籍校等と協力しながら支援を行っている。

令和6年12月時点で、通室している児童・生徒は4教室合わせて32名。体験中の児童・生徒を含めると、65名が利用している。

（校内教育支援センター・校内別室指導について）

令和6年度より全校に校内別室指導支援員を配置。空き教室等を活用して、教室に入れない児童・生徒の支援を行っている。令和6年12月の時点で、231名の児童・生徒が利用している。

支援員は1日4時間、週5日の配置が可能であり、配置時間については、各校で調整している。支援員の登録数は119名で、講師等の学校関係者のほか、大学生、大学院生、元教員等の教員免許所持者、地域住民心理職などがいる。

（バーチャル・ラーニング・プラットフォームについて）

バーチャル空間における居場所支援のほか、おはなし会やクイズ大会などのイベントの企画・実施、オンライン教材を活用した学習支援、国際交流イベントなどを実施している。令和6年12月の時点で、70名の児童・生徒が利用登録をしているものの、1日の平均利用者数は6名程度となっている。

(6) 不登校支援に関する情報発信について

令和6年11月に「品川区不登校支援ポータルサイト『ぷらっと』」を開設した。令和6年度中にすべてのコンテンツを揃えるため、順次更新を進めている。

また、令和7年2月には「不登校支援ガイドブック」を各学校や関係機関等に配布予定である。

(7) 日本語指導教室について

区立学校において、令和6年5月時点で日本語指導が必要な児童は73人（うち日本国籍10人）、生徒は24人（同0人）である。

現在、山中小学校と八潮学園に日本語指導教室を設置し、日本語指導を行うとともに、御殿山小学校に日本語指導の加配教員を配置し、御殿山小学校に在籍する児童に対して、週2～5時間程度の日本語指導を実施している。

日本語の初級となるJSLⅠ、日本語指導短期集中教室は71名、学校の各教科の教科書を使った学習支援を行うJSLⅡは51名の区立学校の児童・生徒が利用している。

【委員の主な意見】

- ・ 教員ではない職員の方にも学校運営に関する共通認識を持っていただいて、能力を発揮していただくことができれば、今までにない形で、学校の運営がうまくいくのではないかと感じている。
- ・ 情報共有のデジタル化を図ることで、より一層教員の負担軽減を進めていただきたい。
- ・ 学校支援チームHEARTSの支援により、登校や外部機関等につながったケースが令和5年度で49件。本当に素晴らしいことだと感じている。
- ・ 日本語指導教室のオンラインレッスンに関する更なる周知を努められたい。

【参考】 文教委員会所管事務調査の実施状況

実 施 日	調 査 内 容
令和 6 年 7 月 2 日	所管事務調査項目決定
令和 6 年 8 月 2 6 日	「区立児童相談所について」調査・研究
行政視察 令和6年10月30日 ～ 令和6年11月1日	所管事務調査項目に関連し、下記項目を調査・研究 奈良県大和郡山市 「不登校対策総合プログラムについて」 大阪府富田林市 「T o p i c（富田林市きらめき創造館）について」 「とんだばやし子ども食堂・居場所づくり運営支援 ネットワークについて」
令和 6 年 1 1 月 6 日	「困難を抱える子育て世帯への支援について」調査・研究
令和 6 年 1 1 月 2 6 日	「児童・生徒の学校生活のサポート体制について(1)」調査・研究
令和 7 年 1 月 2 0 日	「児童・生徒の学校生活のサポート体制について(2)」調査・研究